

令和7年度指名停止状況

R7. 7. 8現在

番号	業者名	指名停止期間		適用条項	指名停止理由
1	鶴岡市新海町17番68号 パシフィックコンサルタンツ株式会社 山形事務所	1ヶ月	令和7年7月8日 ～ 令和7年8月7日	庄内町建設工事等 請負業者指名停止 要綱 別表2第5項第1号 (不正又は不誠実 な行為)	当該業者は、令和7年6月25日に執行した本町発注の「公共 下水道汚水管渠詳細設計業務委託」の入札において、落札決定 したにもかかわらず、仕様書の一部要件を満たしていないこと が判明したことを理由に、令和7年6月26日付けで契約締結 を辞退した。このことは、庄内町建設工事等請負業者指名停止 要綱別表第2第5項第1号（不正又は不誠実な行為）に該当するた め